

·期間中

壬生町は随時、防災情報伝達システムなどによる屋外拡声器でお知らせします。 上三川町は夕方6時にサイレンを鳴らします。

住宅用火災警報器は設置していますか?

住宅用火災警報器は、消防法・火災予防条例によりすべての住宅に設置が義務付けられています。寝室や階段の天井、壁面に住宅用火災警報器を設置して、火災が発生した場合の逃げ遅れを防止しましょう。



住宅用火災警報器には寿命があります。 取り替えの目安は10年です。 あなたのご家庭では大丈夫ですか?

第43回石橋地区少年消防クラブ防火標語展 ≪秋季最優秀作品≫



南河内小中学校8年 古谷侑恭さん

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



政府広報オンラインより引用

消防・災害メールは 二次元コードから 登録できます



下野市・壬生町・上三川町石橋地区消防団連絡協議会石橋地区危険物保安協会石橋地区女性防火クラブ連絡協議会

■問い合わせ先

石橋地区消防組合通信指令課 **☎**(53)1119



火災と救急・救助は「119番」

